

七尾市告示第 2 2 8 号

七尾市民間賃貸住宅入居助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

七尾市民間賃貸住宅入居助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震のため住居が被災し、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者に対し、円滑な住まい再建を支援するため、石川県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を定額で助成する七尾市民間賃貸住宅入居助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この告示において、「民間賃貸住宅」とは、石川県内に所在する賃貸住宅をいう。ただし、公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）第 2 条で定める公営住宅及び社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く。

(交付の対象者)

第 3 条 助成金は、七尾市の罹災証明書の発行を受け、かつ、次のいずれかに該当する者が、再建先として石川県内の民間賃貸住宅を契約し入居した場合（賃貸型応急住宅として三者契約を行っている者が同一物件で新たに二者契約を締結する場合を含む。）に交付する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 七尾市が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者

イ 被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）第 2 条第 2 号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者

(2) 応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅をいう。）又は公営住宅目的外使用（以下「応急仮設住宅等」という。）入居者であり、応

急仮設住宅等の供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者。ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が解消した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く。

(3) その他市長が認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、一世帯につき20万円とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付申請は、第3条に規定する者が属する世帯ごとに1回に限り行うことができる。ただし、罹災証明を受けた複数の世帯が、同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。

2 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、七尾市民間賃貸住宅入居助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 交付申請は、原則として、入居した日から6月以内に行わなければならない。ただし、入居した日がこの告示の施行前である場合は、この限りではない。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(交付申請書の添付書類)

第6条 申請者は、申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 七尾市が発行する罹災証明書の写し

(2) 民間賃貸住宅に入居する世帯全員が記載された住民票（続柄の記載のあるもの）

(3) 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

(4) 七尾市民間賃貸住宅入居助成金請求書（様式第2号）

2 前項の規定に関わらず、市長は必要に応じ、書類の提出の免除又は追加

を求めることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、申請書を受理し、助成金の交付を決定したときは、申請者に七尾市民間賃貸住宅入居助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 助成金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して七尾市民間賃貸住宅入居助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、交付及び不交付の決定を行ったときは、七尾市民間賃貸住宅入居助成事業交付台帳（様式第5号）により整理を行うものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、七尾市民間賃貸住宅入居助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該取消しの日の翌日から起算して30日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第9条 市長は、前条の規定により返還を命じた助成金が、期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命じることができる。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。